

# 群馬大学共同教育学部附属学校職員会議規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成19. 12. 26

令和2. 4. 1

## (設 置)

第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第48条の規定に基づき，群馬大学共同教育学部附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）に，職員会議を置く。

## (任 務)

第2条 職員会議は，園長及び校長（以下「校園長」という。）の職務の円滑な執行に資するため，次の各号に掲げる事項について，職員間の意思疎通並びに共通理解の促進を図り，職員の意見交換を行う。

- (1) 附属学校の教育方針に関する事項
- (2) 附属学校の教育目標に関する事項
- (3) 附属学校の教育計画に関する事項
- (4) 附属学校の教育課題への対応方策等に関する事項
- (5) その他校園長が必要と認める事項

## (組 織)

第3条 職員会議は，次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 校園長
- (2) 教頭
- (3) 教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 事務職員
- (6) 栄養士
- (7) その他校園長が必要と認める職員

## (議 長)

第4条 職員会議に議長を置き，校園長をもって充てる。

2 議長は，職員会議を主宰する。

## (雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか，職員会議に関し必要な事項は，校園長が定める。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，学長が行う。

## 附 則

この内規は，平成24年7月18日から施行する。

## 附 則

この内規は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。